

提案地方公共団体等 提出資料

通番	ヒアリング事項	ヒアリング 団体	ページ
30	公営住宅に係る規制緩和(3件)	豊田市	—
		松山市	1~2
		兵庫県	3
58	公営住宅建替事業の施行要件の緩和(1件)	愛媛県	—
31	備蓄(防災)倉庫に係る建築確認等の規制緩和(2件)	全国市長会	4~12
4	都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和(1件)	埼玉県	13
43	都市公園の廃止に係る規定の弾力化(2件)	芦別市	14~18
44	保安林の指定、解除権限の都道府県への移譲(5件)	兵庫県	19~20 (45と一体)
		群馬県	21~28
45	都道府県による保安林の指定、解除に係る国の同意協議の廃止(6件)	兵庫県	19~20 (44と一体)
46	都道府県の地域森林計画に係る国の同意協議の廃止(2件)	福島県	29
25	複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲(1件)	神奈川県	—

【参考資料】公営住宅における寡婦(夫)控除のみなし適用について

●みなし寡婦控除適用対象世帯の推計

平成 26 年 7 月末現在

管理戸数	入居世帯	ひとり親世帯
4,645 戸	4,061 世帯	773 世帯

※全児童扶養手当受給者数の内、未婚の受給者数は約 10%(福祉部局より)

773 世帯×10%≒77 世帯

●市営住宅の家賃算定について

$$\boxed{\text{家賃}} = \boxed{\text{家賃算定基礎額}} \times \boxed{\text{市町村の係数}} \times \boxed{\text{規模係数}} \\ \times \boxed{\text{経過年数係数}} \times \boxed{\text{利便性係数}}$$

区分	分位	政令月収	家賃算定基礎額
一般世帯	1	0 円～104,000 円	34,400 円
	2	104,001 円～123,000 円	39,700 円
	3	123,001 円～139,000 円	45,400 円
	4	139,001 円～158,000 円	51,200 円
裁量階層	5	158,001 円～186,000 円	58,500 円
	6	186,001 円～214,000 円	67,500 円
収入超過対象	7	214,001 円～259,000 円	79,000 円
	8	259,001 円～	91,100 円

$$\boxed{\text{政令月収}} = \{ (\text{世帯の年間所得金額}) - (\text{控除額}) \} \div 12 \text{ 月}$$

※所得税法に基づく所得

【控除額の種類】※公営住宅法施行令による

種類	控除額
同居親族控除	38 万円
扶養控除	25 万円
老人扶養控除	10 万円
寡婦(夫)控除	27 万円
障害者控除	27 万円
特別障害者控除	40 万円

※所得税法に規定する寡婦(夫)

【参考1】市営住宅制度における比較

区分	婚姻歴のある母子世帯	非婚母子世帯	根拠など
家賃算定時の寡婦控除	○(27万円)	×	公営住宅法・施行令
募集時の優遇	○	○	市営住宅条例・施行規則 ※父子家庭については対象外のため現在検討中
収入基準の緩和 ※6分位まで申込可(通常4分位)	○	○	市営住宅条例・施行規則 ※中学校修了前の子供がいる世帯が対象 ※収入による分位の決定には非婚母子世帯には寡婦控除の適用無し。

【参考2】寡婦控除を適用した場合の家賃算定例（松山市営太山寺団地第1号棟）

○非婚母子3人世帯として

年間給与収入 約350万円 ※児童扶養手当は除く

所得控除後の所得金額 227万円

(現行)

政令月収 = { 227万円 - 76万円 } ÷ 12 ≒ 12万5千円 (収入分位③)
(所得金額) (同居親族控除) →家賃額 35,200円

(みなし寡婦控除を適用した場合)

政令月収 = { 227万円 - 76万円 - 27万円 } ÷ 12 ≒ 10万3千円 (収入分位①)
(所得金額) (同居親族控除) (寡婦控除) →家賃額 26,700円

※家賃の差額…月額8,500円

兵庫県営住宅の管理戸数・入居状況調べ

兵庫県県土整備部住宅管理課

- 1 時 点 : 平成26年3月31日現在
 - 2 対 象 : 一般県営住宅 (特別賃貸住宅を除く)
 - 3 管理戸数 : 52,404戸
 - 4 入居戸数 : 48,526戸 (うち政策空家※2,988戸)
- ※政策空家とは、建替住宅、用途廃止住宅等の空家で、入居斡旋が出来ない住戸を指す
- 5 入居率 : 92.6%